

愛川町個人情報保護条例の一部改正に当たり、パブリック・コメント 手続を実施しなかった理由

愛川町個人情報保護条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号アに規定する「基本的な制度を定める条例」及び同号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例ではありますが、今回の改正については郵政民営化関連法の制定に伴い、本条例に規定される文言の整理を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。